

## 暴力団排除条項（暴排条項）

2008年8月27日制定

2009年4月23日改定

丸近証券株式会社

### 契約の拒絶・締結排除

#### （契約の締結拒絶）

第1条 当社は、お客様が次の各号に該当される場合には契約の締結には応じないものとします。

- ① 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）である場合、または、反社会的勢力であった場合
- ② お客様自ら第三者を利用して、当社、及び当社役職員等に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- ③ 当社、及び当社役職員等に対して、お客様自身が反社会的勢力である旨を伝え、又はお客様自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
- ④ お客様自ら第三者を利用して、当社、及び当社役職員等の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
- ⑤ お客様自ら又は第三者を利用して、当社、及び当社役職員等の業務を妨害した場合、又は、妨害する恐れのある行為
- ⑥ お客様のご注文頻度が急速に増加、あるいはお取引金額が多額と当社が判断した場合
- ⑦ 所得源泉不明な資金によるお取引と当社が判断した場合
- ⑧ ①～⑦の他にこれらに類するやむをえない事由があるとき

#### （契約の無催告解除）

第2条 お客様に第一条①～⑧の一部及び全部に該当する事由がある場合、当社は、反社会的勢力であることを理由とする契約の無催告解除を出来るものとします。

#### （契約の無催告解除の際の損害賠償義務の不存在）

第3条 当社が前条により契約を解除した場合にはお客様、お客様の関係者等第三者に対し、当社は一切の損害賠償義務を負担しません。

以上